解散公告

当社は、平成二十九年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

兵庫県伊丹市荒牧一丁目一二番三〇号

有限会社ベッツイナガキ

清算人　稲垣　隆史

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

大阪市中央区今橋二丁目五番八号

有限会社ＤＪマネージメント２号

清算人　辻本　賢一

解散公告

当法人は、平成二十九年四月七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

大阪市中央区今橋二丁目五番八号

一般社団法人シニア・スパークス２号

代表清算人　辻本　賢一

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

鳥取市行徳一丁目一六二番地

株式会社ジー・エム・シー

代表清算人　下田　哲也

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

岡山県津山市山下四一番地

有限会社末沢三宝堂

清算人　末澤　永子

解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

広島市西区横川新町九番七号

有限会社横敏木材

清算人　横山　卓二

解散公告

当法人は、平成二十九年二月十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

山口県岩国市美和町生見一一六五番地二

特定非営利活動法人障害者支援村

清算人　下森　祺充

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

福岡県北九州市門司区東本町二丁目四番一二号

有限会社三和精密

清算人　三木　輝男

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

福岡市西区生松台二丁目一三番一二号

有限会社大村教室

清算人　大村　修

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

福岡市南区大橋二丁目二一番二一―七〇三号

合同会社九州リアルエステート

清算人　木治屋俊博

解散公告

当組合は、平成二十九年一月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

宮崎県宮崎市広島一丁目一三番一〇号

宮崎県養蜂農業協同組合

清算人　谷口　伸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

鹿児島市宇宿三丁目二番一号カワイ脇田第二ビル一Ｆ

株式会社ＨＫファーマ

代表清算人　亀之園　剛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

鹿児島市石谷町二四三八番地五

有限会社増森巧芸社

清算人　増森　光子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年三月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

札幌市白石区南郷通一四丁目北二番三五号

宗教法人法華宗浜松聖護院

清算人　中村美佐子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年六月二十九日開催の評議員会の決議及び理事の三分の二以上の同意により、平成二十九年四月一日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

長野県上田市下之郷六五八番地一

学校法人長野学園

清算人　小出　俊

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十九年三月十三日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

高知県香美市土佐山田町宝町一丁目二番一号

清算法人土佐山田町鏡野川土地改良区

清算人代表　高芝　利清